

## 1. 食品 1 粒重量が0.1g以下及び粉末状食品の場合

(1) 袋づめで内容量がおおむね20kg以上のもの

ロットの大きさ B a g 数 ( N )	サンプル抽出のため の B a g 数 ( n )	採取量 (kg)	検体数
280	3 2	] 1kg [1kg × 1]	1
281 ~ 500	5 0		
501 ~ 1,200	8 0		
1,201 ~ 3,200	1 3 0 [ 6 5 × 2 ]		
3,201	2 1 0 [ 7 0 × 3 ]	2kg [1kg × 2]	2
		3kg [1kg × 3]	3

複数の検体について、1 検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(2) 缶入り又はカートン入りで内容量4.5kg以上のもの

ロットの大きさ 缶又はカートン数 ( N )	サンプルの大きさ ( n )	採取量 (kg)	検体数
50	2	1kg [ 0.5kg × 2 ]	1
51 ~ 500	4 [ 2 × 2 ]	2kg [ (0.5kg × 2) × 2 ]	2
501	6 [ 2 × 3 ]	3kg [ (0.5kg × 2) × 3 ]	3

複数の検体について、1 検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(3) 小型容器包装に入れられたもの(1又は2以外のもの)

ロットの大きさ 缶又はカートン数 ( N )	サンプルの大きさ ( n )	採取量	検体数
50	2 [ 2 × 1 ]	] 1 サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量をあつめてこれを1サンプルとする。	] 1
51 ~ 500	3 [ 3 × 1 ]		
501 ~ 3,200	6 [ 3 × 2 ]		
3,201	9 [ 3 × 3 ]		

複数の検体について、1 検体でも基準値を超える場合は違反とする。

## 2. 食品1粒重量が0.1gを超える場合

### (1) 袋づめで内容量がおおむね20kg以上のもの

ロットの大きさ Bag数 (N)	サンプル抽出のため のBag数 (n)	採取量 (kg)	検体数
280	3 2	] 5kg [5kg × 1]	1
281 ~ 500	5 0		
501 ~ 1,200	8 0		
1,201 ~ 3,200	1 3 0 [6 5 × 2]	10kg [5kg × 2]	2
3,201	2 1 0 [7 0 × 3]	15kg [5kg × 3]	3

複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

### (2) 缶入り又はカートン入りで内容量4.5kg以上のもの

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採取量 (kg)	検体数
50	2	5kg [2.5kg × 2]	1
51 ~ 500	4 [2 × 2]	10kg [(2.5kg × 2) × 2]	2
501	6 [2 × 3]	15kg [(2.5kg × 2) × 3]	3

複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

### (3) 小型容器包装に入れられたもの(1又は2以外のもの)

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採取量	検体数
50	2 [2 × 1]	] 1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量をあつめてこれを1サンプルとする。	1
51 ~ 500	3 [3 × 1]		
501 ~ 3,200	6 [3 × 2]		
3,201	9 [3 × 3]		3

複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。